

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可について

2024年4月12日

当社は、原子炉等規制法(注1)に基づき、2024年2月19日に原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請をおこないました。[\(2024年2月19日お知らせ済み\)](#)

本日、当該申請について、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。なお、変更認可を受けた保安に関する組織および職務に係る規定は、2024年5月1日から施行します。

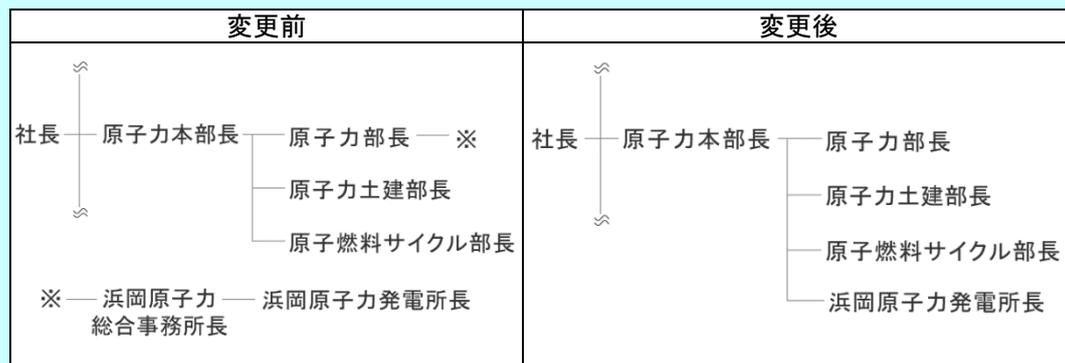
当社は、今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

変更内容

■原子力本部の体制の見直しに伴う保安に関する組織および職務の変更

原子力本部の体制について、原子力本部長が現場との距離を縮め、経営層の立場から浜岡原子力発電所の運営に関する諸課題に対して迅速な判断・対応をおこなうため、浜岡原子力発電所長を原子力部長管下から原子力本部長直下に所管変更するとともに、浜岡原子力総合事務所長を廃止し、原子力本部長が、原子力部長、原子力土建部長、原子燃料サイクル部長および浜岡原子力発電所長のおこなう保安活動に関する組織を直接的に統括する体制とします。

これに伴い、保安に関する組織および職務が一部変更となることから、保安規定の関連する記載を変更します。



保安に関する組織(本変更に係わる部分の抜粋)

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転お
よび廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、
原子力規制委員会の認可を受けるものです。

以上